

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年7月1日改定）

掲載日 2025年7月1日

■ゆうちょデビット会員規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第6条（本カードの貸与と取扱い）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 本カード、キャッシュカード又は一体型カード（JP BANK JCB カード会員規定に付随するキャッシュカード機能一体型特約第2条（一体型カード等）第1項及びJP BANK VISA カード/マスターカード会員規定に付随するキャッシュカード機能一体型特約第2条（一体型カード等）第1項に定める一体型カードをいいます。）はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとし、キャッシュカードをお持ちの預金者が、第2条により本デビットの申込みをし、当行より本カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとし、</p> <p>4～9（略）</p>	<p>第6条（本カードの貸与と取扱い）</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 本カード、キャッシュカード又は一体型カード（JP BANK JCB カード会員規定に付随するキャッシュカード機能一体型特約第2条（一体型カード等）第1項及びJP BANK VISA カード/マスターカード会員規定に付随するキャッシュカード機能一体型特約第2条（一体型カード等）第1項に定める一体型カードをいいます。<u>以下同じとします。</u>）はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとし、キャッシュカードをお持ちの預金者が、第2条により本デビットの申込みをし、当行より本カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとし、</p> <p>4～9（同左）</p>
<p>第27条（退会）</p> <p>1～3（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第27条（退会）</p> <p>1～3（同左）</p> <p><u>4 一体型カードの利用申込みをし、かつ、当行が適当と認めた場合には、第1項の規定による届出があったものとし、前項の規定にかかわらず、キャッシュカードの送付に代えて一体型カードを送付します。</u></p>
<p>第29条（免責）</p> <p>1（略）</p> <p>2 前項のほか、当行が、本規定に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、<u>一切</u>責任を負わないものとし、</p> <p>3（略）</p>	<p>第29条（免責）</p> <p>1（同左）</p> <p>2 前項のほか、当行が、本規定に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとし、<u>ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとし、</u></p> <p>3（同左）</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022年11月28日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年7月1日</u>から実施します。</p>

以 上